

稚内市議会行動指針

～ 稚内版 Action Agenda ～

【見える】議会から【魅せる】議会への
3つの機能充実

《基本理念 議会本来の役割を果たすために》

市政の意思決定機関である議会は、行政との緊張関係を保持し、監視することはもちろんのこと、日常生活に直結する政策課題などについて、市民や地域にとって有益であるか慎重に判断し、提言する必要があるのは言うまでもありません。

稚内市議会では、議会に期待される機能を最大限に発揮し、「市民生活の向上を目的とした市政発展」を実現するため、平成29年（2017年）6月に「議会改革行動指針」を策定いたしました。

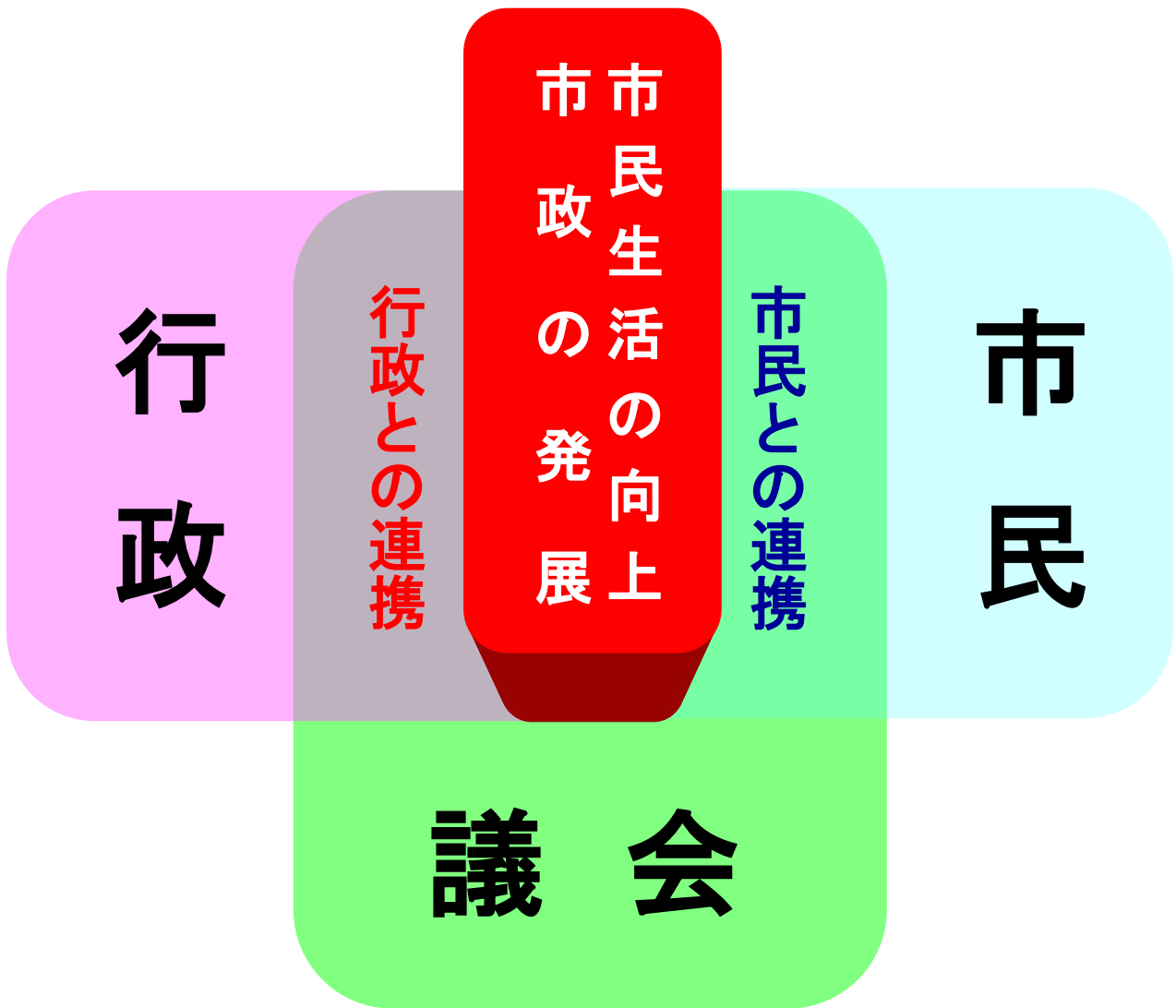
議会改革行動指針は、変遷が激しく多様性が求められる現在において、従来の議会運営に固執せず真の地方自治の実現を目的とした柔軟な行動がとれること、そして議会活動がより一層市民に理解され信頼される議会となることを目的とし、「市民との連携」、「議員間の連携」、「行政との連携」という大きな三つの基本的な考え方、それに付随する項目を記載しています。

この指針は、議会改革を担当する委員会で実施した自己評価や指針の再構築を経るなどし、現在は「稚内市議会行動指針」へと名称を変えて掲げられております。

2023年12月

議会運営委員会

議会との連携イメージ図



1 市民との連携 ～議会の開放を宣言～

健康で元気な地方自治には、市民自治を確立する必要があります。そのためには、私たち議員だけではなく、市民の皆さんひとりひとりが住民としての責任のもと、稚内市の状況を十分理解した上で、主体となって行動していただくことが重要です。私たち議員は皆さんと一体となり、稚内市の未来を創っていきます。

これを達成するべく、稚内市議会は、次のとおり実行します。

1-1 魅せる議会を目指します。

傍聴しやすい環境の整備を行うとともに、市民の皆さんが市政に参加しやすい環境を整えます。

1-2 市政への関心を高めます。

議会だよりや、インターネットを活用した情報発信を行い、市民の皆さんが市政に接する環境を充実させます。

1-3 多くの意見を聴収します。

市民との対話を大切にし、皆さんが多様な意見交換をできる場を検討します。

2 議員間の連携 ～使命を持った行動を～

変遷が激しい現在において、私たち議員は議会のあるべき姿を追い続ける必要があります。議員自らが高い意識を持ち、常に研鑽を積み、意志の一致を目指すことは、集合体としての議会の成長させることに繋がり、ひいては市民生活の向上が図られると考えます。

これを達成するべく、稚内市議会は、次のとおり実行します。

2-1 常に研鑽し合います。

市民の代表者として人格と倫理意識の向上に努め、定期的な研修会の開催や、効果的な現地視察、学術機関等との連携、議会図書室の充実など、市政への反映を目的とした専門的知見や先進事例の取り込みを模索するとともに、その成果を発信し、市全体で共有していきます。

2-2 積極的に合意形成を図ります。

稚内市の将来を見据え、必要な政策等の提案をするために、論点・争点を明らかにし、議員同士が自由に論議をする場を設けます。

2-3 事業評価を行います。

本議会改革行動指針の各項目の進行度、達成度等をチェックする機関を設け、事業評価を行います。

3 行政との連携 ～意思決定の精度を向上～

議会と行政は車の両輪と呼ばれます。車は片輪だけでは思い通りに走ることが出来ないのと同様に、議会と行政はまちの発展という目標のため、建設的な議論を行い、市政の意思決定の精度を高める必要があります。

これを達成するべく、稚内市議会は、次のとおり実行します。

3-1 常に対等な立場で議論を行います。

審議の場において、議員の一方的な質疑や主張とならぬよう、また、行政の的確な答弁により、建設的な議論を行うよう努力していきます。そのためにも、議会運営の補佐を行う議会事務局の強化を図ります。

3-2 無駄を改善し、合理化を図ります。

作業の効率化と、業務での生産性を高めることを目指し、常に最新の技術などについて、行政と共に知識を深め、活用方法を検討します。